

雲仙市公告第 1 3 5 号

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による 新設届出書の提出に伴う公告及び縦覧について

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第 3 項により下記のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第 2 項の添付書類を縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 2 6 日

雲仙市長 金澤 秀三郎



記

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ダイレックス愛野店
長崎県雲仙市愛野町乙字桃山 5 0 3 6 番地 1 5 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者
ダイレックス株式会社
代表取締役 五味 肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者
ダイレックス株式会社
代表取締役 五味 肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和 9 年 3 月 3 日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1, 4 8 1 m²
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数 6 0 台
 - イ 駐輪場の収容台数 1 0 台
 - ウ 荷さばき施設の面積 6 5.0 0 m²
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量 1 0.6 4 m³
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前 9 時～午後 1 0 時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8 時 3 0 分～午後 1 0 時 3 0 分
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数 3 箇所

エ 荷さばきを行うことができる時間帯 24時間

2 届出年月日

令和8年7月2日

3 縦覧場所

雲仙市商工労政課（住所：長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地）

4 縦覧期間

公告の日から4か月間（令和8年12月26日まで）

5 その他

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所所在地を記載した意見書を雲仙市商工労政課に提出しなければならない。